

年金払い退職給付を受給される皆さまへ

このたび、あなたからの請求に基づき、**年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）**を決定しましたので、「年金証書」および「年金決定通知書」（両者は一体となっています。）をお届けします。年金の種類、年金証書記号番号、年金額などについてご確認ください。

年金証書は、あなたに公立学校共済組合の年金を受ける権利があることを証明するものですので、大切に保管してください。

このリーフレットでは、年金払い退職給付を受給されるに当たっての基本的なことや留意していただきたいことについて、ご案内しています。

令和5年12月

公立学校共済組合

- このリーフレットは、原則として令和5年12月現在で施行されている法令に基づいて作成しています。今後の法令改正等により、内容が変更になる場合があります。
- このたびの決定に伴い、精算が生じる場合の「精算通知書」は別途お送りします。
- このリーフレットにおける「組合員」とは、長期給付事業の適用を受ける組合員をいい、短期給付事業および福祉事業のみ適用を受ける組合員（短期組合員）を除きます。

1. 年金払い退職給付制度について

「年金払い退職給付」は、共済年金の職域部分が廃止されたことに伴い、地方公務員の退職給付の一部として新たに設けられたもので、平成27年10月以降の組合員期間に基づき決定および支給されます。

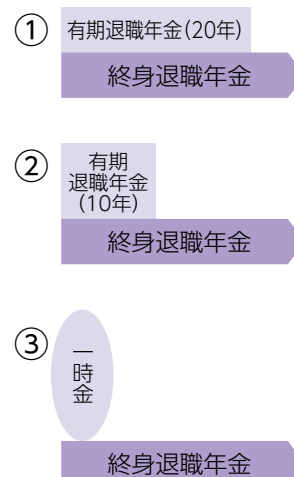
年金払い退職給付には、「退職年金」のほか、公務による傷病により障害状態となったときの給付「公務障害年金」や公務による傷病により亡くなられたときの給付「公務遺族年金」があります。

2. 「退職年金」の支給方法

退職時まで積み立てた給付算定基礎額、有期年金現価率および終身年金現価率に基づき支給されます。

- 退職年金の半分は有期退職年金、半分は終身退職年金として支給されます。
- 有期退職年金の支給期間は、20年ですが、10年（または一時金）を請求時に選択できます。
- 終身年金現価率および有期年金現価率の変動に伴い、年金額は改定されます。
- 組合員である間は、全額支給停止されます。
- 現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置があります。
- 受給中に亡くなられた場合は、有期退職年金の残余部分が遺族の方に一時金として支給され、終身退職年金の支給は終了します。

退職年金のイメージ



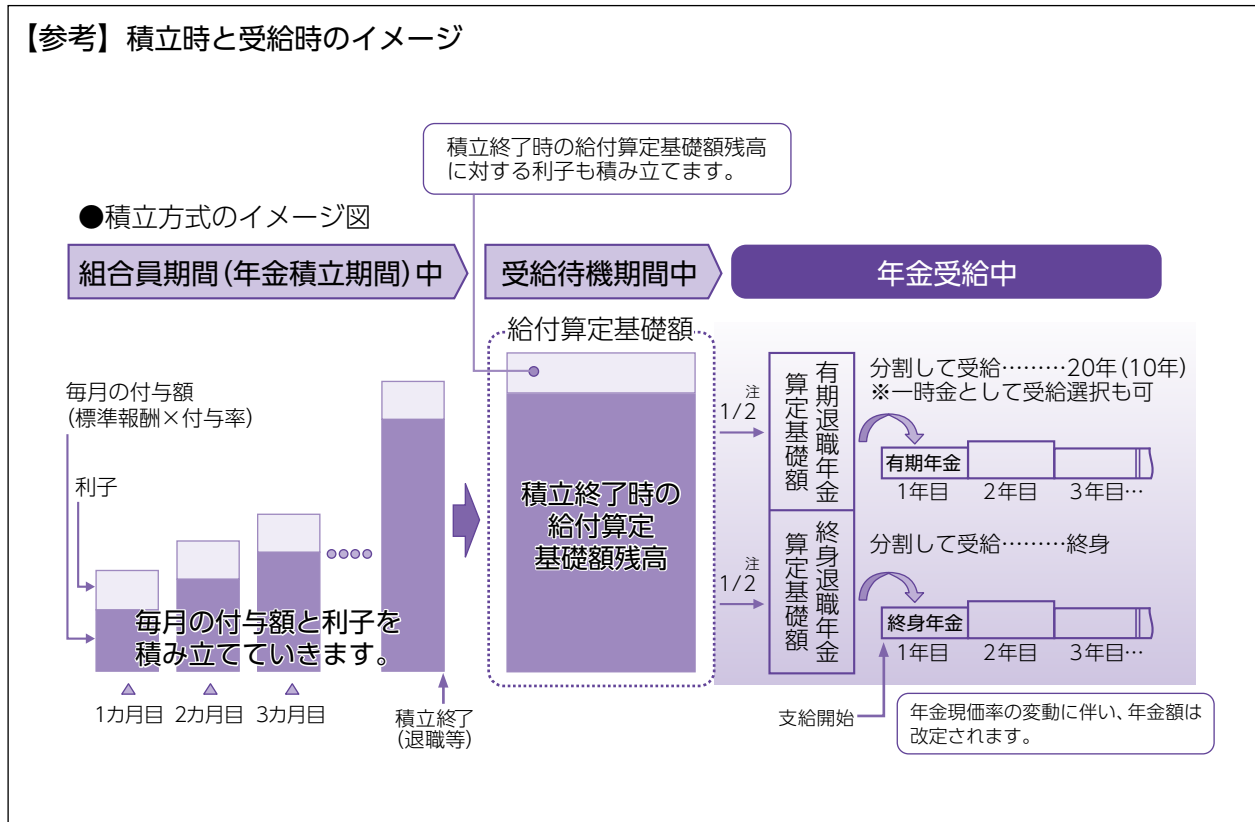
3. 年金証書・年金決定通知書の見方

別紙「年金証書・年金決定通知書の見方」をご覧ください。

用語の解説	
給付算定基礎額	年金払い退職給付の原資となる額。毎月の付与額と付与額に対する利子を累積した額です。利子については、退職後、年金払い退職給付の受給権が発生する月まで付与されます。
付与額	標準報酬月額*×付与率で算定します。 * 同月に期末手当等の支給を受けた月は、標準期末手当等の額を含みます。
付与率	付与額を算定するために、標準報酬月額および標準期末手当等の額に乘じる率です。
終身年金現価率 ^注	終身にわたり一定の年金額を支給することとした場合の終身退職年金額を計算するための率です。適用される率は、年齢により異なります。基準利率、死亡率の状況およびその見通し等を勘案して設定されます。
有期年金現価率 ^注	支給残月数の期間において、一定の年金額を支給することとした場合の有期退職年金額を計算するための率です。適用される率は、支給残月数により異なります。基準利率等を勘案して設定されます。
基準利率 ^注	給付算定基礎額のうち、利子の額を求めるための率です。国債の利回り等を勘案して設定されます。

注：各年の10月から翌年の9月までの期間において適用することとされており、毎年10月に改定されます。

【参考】積立時と受給時のイメージ



注：組合員期間が10年未満のときは1/4

4. 年金の支給

年金の支給は、給付事由の生じた月の翌月分から開始され、偶数月の15日（その日が土曜日、日曜日または祝日のときは、直前の平日）に、その支給月の前月までの2カ月分が、**年金払い退職給付の請求時に指定した金融機関の普通預金（通常貯金）口座**に支給されます（初回支給日は、請求書類の提出時期等により異なります。）。

定期支給月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支給分	12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分

5. 年金を正しく受け取るために必要な手続き

年金を正しくお受け取りいただくため、一身上の異動が生じたときは、当共済組合本部にご連絡ください。**手続きが遅れると、すでにお受け取りになった年金をお返しいただく場合があります。**手続きが必要な事由については、原則として、厚生（共済）年金と同様です。

留意事項

(1) 常勤の公務員など組合員として再就職したとき

退職年金の受給権者が常勤の公務員など組合員として再就職したときは、その間、**退職年金は支給されません。**再就職先の共済組合に届出が必要です（公務障害年金の受給権者も同様です。）。

なお、有期退職年金は、再就職期間中は支給が中断するため、再退職後は、支給期間（10年または20年）から既に受給した月数を差し引いた残月数で、支給が再開されます。

(2) 亡くなられたとき

年金払い退職給付を受ける権利は消滅します。

退職年金については、終身退職年金は終了しますが、有期退職年金の受給期間が終了する前に受給権者が亡くなられた場合は、その遺族^注の方に、受給していない期間分の有期退職年金相当額が、「遺族一時金」として支給されます。遺族一時金を受給できる遺族の方がいる場合には、当共済組合本部から手続きに必要な書類をお送りします。

注：遺族とは

組合員であった方が亡くなられた当時、その方によって生計を維持されていた方のうち、下表に該当する方が対象です。優先順位1から4までのうち最も優先順位の高い方に支給されます。

優先順位	1	2	3	4
遺族	夫 ^{*1} ・妻 ^{*1} ・子 ^{*1,3}	父母 ^{*2}	孫 ^{*3}	祖父母 ^{*2}

※1 夫および妻には内縁関係にある方を含みます。また、子には組合員であった方の死亡時に胎児であった子を含みます。

※2 夫・父母・祖父母は、組合員であった方の死亡時に55歳以上である方が対象となります。

※3 子および孫は、組合員であった方の死亡時、以下のいずれかに該当する方が対象となります。

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、かつ婚姻していないこと

イ 20歳未満で1級または2級の障害の状態にあり、かつ婚姻していないこと

当共済組合ホームページのご案内

<https://www.kouritu.or.jp/>

年金のしくみ、受給に関する手続きなど、役立つ情報を掲載しています。
また、年2回（6月・12月）発行する広報誌「年金フォーラム」も併せてご確認ください。

公立学校共済組合

検索



※年金払い退職給付制度についてのページはこちら

トップページ⇒共済制度について⇒年金制度について⇒年金のしくみ⇒年金払い退職給付のしくみ



年金に関するお問い合わせとご相談

年金についてのお問い合わせは、**当共済組合本部**または**退職された都道府県の教育委員会にある各支部の年金相談窓口**にお問い合わせください。

その際は、**氏名**および**年金証書記号番号**（または**基礎年金番号**）をお知らせください。

本部年金相談窓口

電 話	03-5259-1122（本部年金相談専用電話） 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除きます。）午前9時～午後5時30分 * 間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。 * 電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただいております。 ご理解くださいますようお願いいたします。
文 書	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 公立学校共済組合本部 年金部あて
メール	当共済組合ホームページ（3ページ参照）のご質問・ご相談専用フォームをご利用ください。

各支部の年金相談窓口

令和5年12月現在

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除きます。）

午前：9時～12時 午後：1時～5時（※印の電話番号の受付は午後4時までです。）

支部名	電話番号	支部名	電話番号	支部名	電話番号
北海道	011-204-5889	石 川	076-225-1972 076-225-1848	岡 山	086-226-7605
青 森	017-735-3263	福 井	0776-20-0561	広 島	082-513-4959
岩 手	019-653-1547	山 梨	055-223-1746	山 口	083-933-4581
宮 城	022-211-3094	長 野	026-234-5770 026-235-7445	徳 島	088-621-3182
秋 田	018-860-5232	岐 阜	058-272-8897	香 川	087-832-3795
山 形	023-625-0123	静 岡	054-221-3623	愛 媛	089-941-5393
福 島	024-521-7803	愛 知	052-951-8470	高 知	088-821-4813
茨 城	029-301-6366	三 重	059-229-0722	福 岡	092-641-4967
栃 木	028-623-3440	滋 賀	077-528-4553	佐 賀	0952-29-7524
群 馬	027-226-4570	京 都	075-451-1070	長 崎	095-894-3344
埼 玉	048-830-6689 ※ 048-830-6688	大 阪	06-6944-2088	熊 本	096-333-2680
千 葉	043-244-5477 ※ 043-223-4116	兵 庫	078-362-3767	大 分	097-506-5479
東 京	03-5320-6828	奈 良	0742-22-1149	宮 崎	0985-26-7243
神奈川	045-641-7712	和歌山	073-423-6620 073-499-7146	鹿児島	099-286-5207
新 潟	025-283-5119 025-283-5103	鳥 取	0857-26-7956	沖 縄	098-866-2066
富 山	076-444-2300	島 根	0852-22-6284		

【個人情報の利用目的について】

当共済組合が保有する年金受給者の皆さまの個人情報は、原則として年金の決定または改定手続きなどに使用しますが、住所・氏名などについては、次の目的で使用することがあります。

- 当共済組合の本部が行う福祉事業に係る事務
- 当共済組合が管理・運営する宿泊施設や病院その他の福利厚生事業のご案内
- 「公立学校共済組合友の会」が発行する広報誌などの送付（*）

* 「公立学校共済組合友の会」は、当共済組合の年金受給者の親睦団体です。当共済組合は対象の方について、会報誌「友の会だより」などの送付のため住所・氏名などを「公立学校共済組合友の会」に提供しています。